

# 令和8年度 奥州市立若柳小学校 いじめ防止基本方針[フローチャート版]

## いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 若柳小学校のいじめ問題に対する考え方

学校教育目標である「心がゆたかで思いやりのある子ども」を育成することにより、いじめを生まない環境を築き、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

## いじめの防止対策に関する基本的な対応の在り方

### 【生徒指導の充実】

- 豊かな人間関係の構築
- 規範意識の確立
- 体験等を通じた思いやりの心の育成
- 正義感の醸成
- 各自の自己指導能力を高める指導の充実

### 【校内指導体制の整備】

- 人権教育の充実
- 職員研修の充実
- 教育相談体制の整備(定期・随時)
- いじめ撲滅に向けた心の教育の充実(指導計画の随時見直し)

### 【教師の姿勢】

- 受容的理解
- 個性尊重
- サインに気付く感性
- 話を傾聴する姿勢
- 一貫性のある指導・対応
- 児童・保護者との信頼関係
- 問題への危機感

- 【校外連携】 ○保護者や地域へいじめ防止基本方針の周知 ○関係機関との連携

## 未然防止・早期発見

### いじめの未然防止のための取組

- ① 教職員による指導(保護者への啓発を含む)
- ② 児童に培う力とその取組
- ③ 対策組織の確立
- ④ 児童の主体的な取組
- ⑤ 家庭・地域との連携
- ⑥ 教職員研修(チェック項目による自己診断等)

### いじめの早期発見のための取組

- ① 児童との信頼関係の構築
- ② 児童の日常的な観察(表情や行動の変化)
- ③ 授業中・休み時間・放課後等への目配り
- ④ 教職員間での情報交換
- ⑤ いじめの兆候への速やかな介入
- ⑥ 地域や関係機関との情報交換と連携
- ⑦ 児童を対象としたアンケート・教育相談  
年4回(5月・8月・11月・2月)
- ⑧ 保護者を対象としたアンケート  
年2回(5月・11月)
- ⑨ 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査  
随時
- ⑩ アンケートや面談等の結果から、指導上留意すべき事項の記録と、次の担任への引継ぎ

### いじめの発見のためのポイント・兆候

- ① 沈んだ表情や態度が目立つ
- ② 遅刻・早退・欠席が増える
- ③ 一人で過ごしている
- ④ 何に対してもやる気が出ない
- ⑤ 日記や作品等に気になる表現がある
- ⑥ 用がないのに職員室によく来る(担任への依存が増える)
- ⑦ 一人で下校することが増える
- ⑧ ひどいあだ名で呼ばれる
- ⑨ 誰も見ていない所で私物が隠されたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑩ トイレ等に落書きされる
- ⑪ 噂話の対象になっている
- ⑫ 周囲の児童から揶揄される
- ⑬ 用事を言いつけられる
- ⑭ ぶつかる、たたく、蹴る等暴力を受ける

## いじめの発見と対応

### いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① その場で行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。(管理職へ報告)
- ② いじめ対策委員会を開催し、共通理解のもと役割分担し問題解決する。
- ③ 重大事態であるか適切に判断する。(被害者側に立ち、事実確認する。)
- ④ 再発防止のため被害児童への支援、加害児童と保護者への助言を継続する。(見守り体制により、被害児童の安全を確保する。)
- ⑤ 被害児童等その他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。(いじめ防止対策推進法第23条4項)
- ⑥ スクールカウンセラー等、関係機関と連携を図りながら指導を行う。

## いじめ防止対策委員会

### 【構成員】

- 委員長:校長
- 副委員長:副校長
- 委員:教務主任, 生徒指導主事, 保健主事
- ※ただし、必要に応じ当該学級担任, 養護教諭, スクールカウンセラー等の出席を求める。

### 【内容】

- ① いじめ防止基本方針の策定と改定
- ② いじめに係る研修会の企画・立案
- ③ 未然防止・早期発見・いじめ発見後の対応等の方針・分担の確認
- ④ アンケート・教育相談の実施と結果報告
- ⑤ 情報共有・児童への聴取・解決に向けた指導・保護者との連携
- ⑥ いじめの解消の確認・総括とその後の継続した実践の確認

### 【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

いじめ把握 ⇒ 事実関係の聞き取り ⇒ 関係者からの情報収集・事実確認 ⇒ 開催是非の検討 ⇒ 開催 ⇒ 方針・対策検討 ⇒ 指導対応

### 【指導対応後】

- ・情報提供(話し合いの内容について)
- ・共通理解(全職員での共通実践に向けて)
- ・対策委員会での総括と、今後の実践の決定
- ・いじめの解消の確認

## いじめ解消の要件

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3ヶ月を目安とする。)
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。  
・児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。(担任→生徒指導主事→管理職へ報告)

## 重大事案への対応

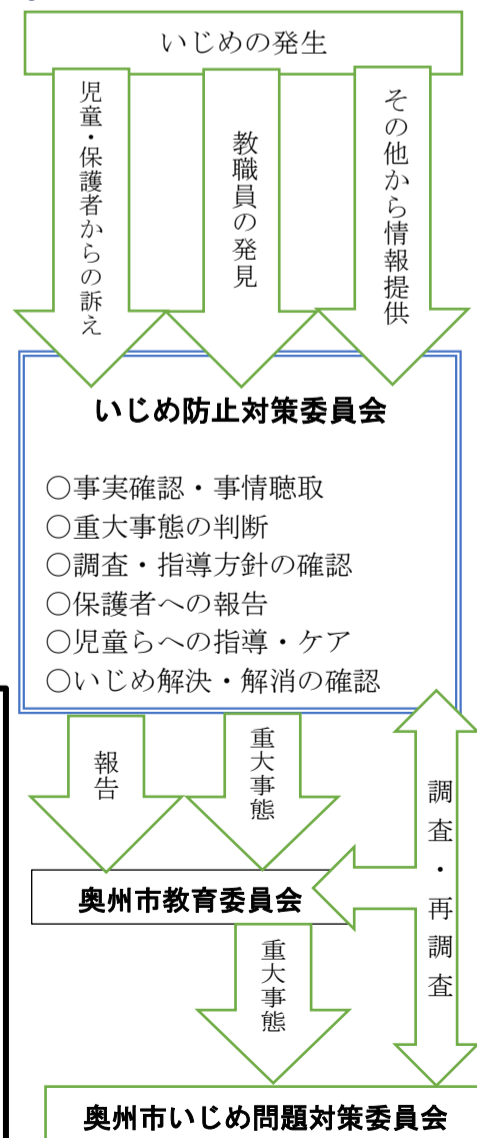
### 重大事態の定義

- (1) いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

### 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告する。
- (2) 市教委の指導・支援のもと、以下の通り対応する。
  - ① いじめ対策委員会が中心となり、全職員で対応
  - ② 「いじめの問題調査委員会」を設置し客観的な事実関係を速やかに調査
  - ③ 市教委への報告
  - ④ 関係者への情報提供
- (3) いじめ防止対策委員会にて再発防止策の作成と取組

## 対応フロー図



## それぞれの対応・支援・指導

### 被害児童への援助

- つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ↓
- 具体的な援助方法を示し、安心させる。
- ↓
- 良い点を認め励まし、自信を与える。(自信喪失の場合、自分に非がないことを確認する。)
- ↓
- 人間関係の確立・拡充を図る。
- ↓
- 自己理解を深め、生活に希望をもたせる。

### 保護者への援助

- 訴えを傾聴する。(複数の職員による聴取・相談を行い、記録する。)
- ↓
- 具体的な指導方針と今後の見通しを示す。(初動の相談時に即答することなく、対策委員会で方針と対策を十分に練って示す。)
- ↓
- 協力を依頼する。

### 周囲の者への指導

- 見ていた児童への指導(自分の問題として捉えさせる。)
- ↓
- 学級集団への指導(いじめは絶対に許されない行為であると気付かせる。)
- ↓
- 児童全体への指導(集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを行う。)